

## 条例制定請求代表者の意見陳述について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 4 項の規定に基づく条例制定請求代表者への意見を述べる機会の付与について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 98 条の 2 第 1 項の規定により、下記のとおり公表します。

令和 2 年 4 月 27 日

垂水市議会議長 篠原 静 則

### 記

1 日 時

令和 2 年 4 月 27 日（月）午前 11 時 30 分

2 場 所

垂水市議会議事堂

3 案件名

議案第 30 号 垂水市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例 案

4 意見を述べる者

条例制定請求代表者 3 人以内

5 意見を述べる時間

全体で 30 分以内

6 傍聴

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に伴い、傍聴の自粛を強く求める。インターネット中継の視聴を強く求める。

※別室での議会中継視聴は、座席間隔を確保するため 15 人に制限する。